

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項に規定する大綱を、次のとおり定める。

令和5年11月24日

多摩市長 阿部 裕行

多摩市における教育、学術及び文化の振興に関する 総合的な施策の大綱

第六次多摩市総合計画に定められた以下の施策をもって、多摩市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に代える。

- 政策A 施策5 「児童・生徒の学びを支える環境づくり」
- 政策A 施策6 「確かな学力を育む教育の推進」
- 政策A 施策7 「豊かな心を育む教育の推進」
- 政策A 施策8 「健やかな体を育む教育の推進」
- 政策C 施策2 「交流による多文化共生社会の醸成」
- 政策C 施策4 「学びや学びあいからはじまる地域づくりの推進」
- 政策C 施策5 「「社会教育」と「家庭教育支援」の充実」
- 政策C 施策6 「スポーツを通じてつながり、笑顔になれるまちづくり」
- 政策C 施策7 「文化芸術が身近にあるまちづくりの推進」

< 理由 >

- 「第六次多摩市総合計画」は、総合計画審議会を含む様々な市民参画や市議会での議論を経て策定したものであること。
- 「第六次多摩市総合計画」は、刻一刻と変化する社会情勢に対応していくため、教育基本法第17条第2項に基づき多摩市教育委員会において策定された「第二次多摩市教育振興プラン」をはじめとする既存の個別計画との結びつきを意識するとともに、今後の個別計画の策定又は改定に際しての整合性を図ることに留意し、施策の目指す姿や主な施策の方向性を示すに留めており、大綱に求められている「施策の根本となる方針」に即したものであること。